農業会從業員の退職金、諸手当、賃銀に関する再質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十三年六月九日

提出者 山 口 武 秀

## 農業会從業員の退職金、諸手当、賃銀に関する再質問主意書

五月十九日、 農業会從業員の 退 入職金、 諸手当、 賃銀に関する質問主意書を提出したのに対し、 五月二十

八 日附答弁書を送付されたのであるが、 答弁の内容が抽象的であり、 何ら質問に対する具体的回答がない

ので、質問について更に具体的に答弁されたい。 なお、 左の点を附加して質問するから答弁されたい。

労働協約その他退職金等に関する規定はその成立の期日により差別せざることを当然と考えるが如

何。 (差別をつけるということは農業團体整理法実施後に締結した労働協約退職金給與規定等は認めな

いという考えである。)

農業会從業員 の賃銀が特に官公廳職員の水準に拘束され ,る如. 何なる理由もないと思うが 如 何

農業会では現在退職者が、 急激に増加しつつある現状であるから、 農業会と從業員組合との間に締結

せる協約規定通り確実、速急に実施して欲しいが如何。

右質問する。